

議案第26号

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和2年2月26日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市東公民館の開館時間を改めることに伴い、関係条文の整理をするため及び字句の整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第72号）の一部を次のように改正する。

第11条中「き損」を「毀損」に改める。

別表の1東公民館使用料の表中「

午前9時～正午又は 午後6時～午後9時

」を
「

午前9時～正午

」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の北名古屋市公民館の設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の施設の使用に係る使用料について適用し、施行日前の施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。